

# ★児童扶養手当上の受給資格について★

## ★児童扶養手当を受けることが出来る方

次のいずれかの要件に該当する子ども(18歳になった年の3月31日までの子どもと、20歳未満で一定の障がいのある子ども)を養育している保護者

1	父母が婚姻を解消した後、父または母とともに生活をしていない
2	父または母が死亡している
3	父または母の生死があきらかでない
4	父または母に一定の障がいがある
5	父または母と1年以上連絡が取れず、児童の養育をしていない
6	父または母が法令により1年以上拘禁されている
7	母が未婚で出産した(下記の、手当が受けられない事例に該当しない場合のみ)
8	父または母が配偶者からの暴力(DV)で裁判所から保護命令を受けている

## ★ひとり親でも手当が受けられない事例

1	離婚が成立していない(離婚の場合)
2	元配偶者と住所を別にしておらず、居住を共にしている(離婚の場合)
3	婚姻の届出はしていないが、血縁関係のない異性と同居している、異性の頻繁な訪問や、異性からの経済的援助(生活費の補助など)を受けるなど、事実上の婚姻関係がある ※児童扶養手当では、 <b>事実上の婚姻関係がある</b> と判断されます(手当の対象外になります)
4	申請者や子どもの住所が国内にない
5	子どもが里親に委託されている
6	子どもが児童福祉施設等に入所している
7	子どもが少年院・少年鑑別所に収容されている

(所得以外の項目)